040150.121	－　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040150.129	－　その他のもの		X	S																			
040150.200	2　その他のもの	21.3%	R8	S	18.6%	17.8%	16.9%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																						
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）																						
	1　砂糖を加えたもの																						
040210.110	〔1〕　独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕　その他のもの																						
040210.121	－　この号の1の〔2〕並びに2の(1)の〔2〕及び(2)の〔2〕、第0402.21号の2の(1)及び(2)の〔2〕並びに第0402.29号の2の〔2〕に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、74,973トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																				